

内容見本 (B5判縮小)

第3章 役員等の責任に関する原則と例外

Column16 会社情報、D&O保険及び令和元年改正会社法の関係 会社法改正

令和元年改正会社法によって、会社情報とD&O保険に関する規定が設けられました。会社情報とD&O保険については、これまで補償対象や会社による特約保険料負担の可否などが議論されてきましたが、ここでは両者の関係及び両者と改正会社法の関係はどのようなものか、少し整理してみたいと思います。

保険商品としてのD&O保険には、Side A coverage及びSide B coverageが存在しますが（このほか、アメリカでは証券取引に際してSide C coverageも開発されています）、本コラムでは触れないこととします。Side A coverageとは、役員等が株主、会社又は第三者から損害賠償請求を受けたことなどにより発生する損害を補償するもので、我が国でD&O保険といった場合、通常これを指します。他方、Side B coverageとは、役員等の損害賠償責任などについて会社が補償による補填をした場合に、その会社負担に対して保険金を支払うものです。この2つのcoverage（D&O保険）、会社情報及び令和元年改正会社法はどのような関係にあるのでしょうか。

まず、役員等を被保険者とするSide A coverageは、令和元年改正会社法の定める役員等賠償責任保険契約に該当しますので、その内容の決定手続などは同法の定める規律に従うこととなります。決定された内容いかによって、Side A coverageによる補填と令和元年改正会社法の規律する会社情報による補填とが重複する状況が生じることもあるでしょう。例えば、Side A coverageで役員等の助得費用を補填することを決定して当該保険契約が締結された場合、当該保険による補填と会社情報による補填の範囲（会社法402条1項）は重なり、どちらを利用するかケースバイケースでの判断が求められることがあるでしょう。他方、Side A coverageで役員等の「会社」に対する損害賠償責任を補填することを決定して当該保険契約が締結された場合、当該保険による補填は、「第三者」に対する損害賠償責任に対象が限られた会社情報による補填の範囲（会社法402条2項）を超えたものとなり、重複関係は生じません。

次に、Side B coverageでは、まず会社が会社情報を発行することを前提としていますが、役員等に生じた費用や損害を補填する場合は、Side B coverageと会社情報のどちらによって補填するかという重複の範囲は生じません。また、Side B coverageは、被保険者を「会社」とすることから、被保険者を「役員等」に絞る令和元年改正会社法の定める役員等賠償責任保険契約には該当しません（会社法402条1項）。これは、会社情報について新たな規律を設けたことから（会社法402条）、この会社情報を前提とするSide B coverageにあえて重ねて役員等賠償責任保険契約の規律を適用する必要性は大きくないと考えられたことによります。

第7章 役員報酬の法務に関する原則と例外

第7章 役員報酬の法務に関する原則と例外

7-1 取締役が全額の報酬を支払うとき 会社法改正

原則 「額」又は「具体的な算定方法」につき、定款又は株主総会決議で定める必要がある ▶会社法101条・ニ・④ 会社法改正

取締役の報酬、若しその他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益をまとめて「報酬等」といいます（会社法101条）。取締役の報酬等は、指名委員会等設置会社を除いて、定款に定めなければ、株主総会決議によって定めなければなりません（会社法101条）。実際には、定款で取締役の報酬等を定めている会社はあまりありません。

報酬等について、定款又は株主総会決議で定めなかった場合（又は、株主総会の決議に代わる全株主の同意もない場合）、取締役は報酬等を受ける権利を有しないこととなります（会社法101条・五・119号1009・124、裁判例15・2・21金判180・201）。

1 確定額報酬
取締役の報酬等が全額である場合で、例えば年額2,000万円などと額が確定しているもの（確定額報酬）については、定款又は株主総会で「額」を定めます（会社法101条）。その際、当該報酬等に関する議案又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、提案した報酬等を相当とする理由を説明しなければなりません（会社法101条）。相当とする理由の説明は、これまでは確定額報酬の場合には求められていませんでしたが（改正前会社法367条参照）、令和元年改正会社法改正によって改められました。

もっとも、これまでの実務では、取締役の個人別の報酬額を明らかにすることを避けるため、株主総会においては、取締役全員の報酬等の総額の上限のみを定め、その範囲内で取締役の個人別の報酬額の決定を取締役に一任する例が目立ちました。そして、一任を受けた取締役は、更に代表取締役による決議を再一任する決議をして（以下、本書では「再一任の決議」といいます。）、結局、この再一任を受けた代表取締役が、最終的に取締役の個人別の報酬額を決定することが少なくありませんでした。裁判例の中には、こうし

第7章 役員報酬の法務に関する原則と例外

●使用人兼務取締役における使用人給与 advice

我が国の取締役は、会社の使用人（従業員）を兼務していることも多く、こうした取締役のことを使用人兼務取締役といいます。使用人兼務取締役は、取締役としての報酬はごくわずかで、収入の大部分を使用人給与として受けているのが通例であるといわれています（労働法研究会）。

この使用人給与についても、会社法301条1項の「報酬等」に含まれ、同条の規律を受けるかどうかについては、判例は、「①使用人として受ける給与の体系が明確に確立されており、かつ、②使用人として受ける給与がそれによって支給されている限り、取締役として受ける報酬等の額のみを株主総会で決議することとしても、会社法301条の民法行為に当たるとは認めないと示しています（裁判例300・3・26判1159・150）。

実際には、株主総会において取締役の報酬議案を決議する場合、当該取締役の報酬等には使用人給与が含まれないことを明示した上で、取締役の報酬等についての決議を行っています。

なお、監査等委員会設置会社の監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役は、そもそも使用人を兼務することが禁じられています（会社法314条）。

一定の上場会社等・監査等委員会設置会社の場合 ▶会社法361条③④⑤⑥ 会社法改正

前掲原則で述べたとおり、取締役の個人別の報酬額については、実際では再一任の決議がなされ、代表取締役が最終的に決定しているケースが少なくありません。しかし、こうした決定手続は透明性を欠き、報酬決定権を代表取締役が握ることは、コーポレートガバナンス上好ましいことでもありません。

そこで、令和元年改正会社法は、定款又は株主総会決議で取締役の個人別の報酬等の内容まで定めているときを除いて、次の1項の会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針を決定しなければならないこととしました（会社法361条）。

① 監査等委員会設置会社（公開会社かつ大企業に限り。）でその発行する株式について有価証券報告書の提出を義務付けられている会社（会社法417条）

② 監査等委員会設置会社

決定方針として決定しなければならない具体的な事項は、会社法施行規則88条の5が規定しています。

監査等委員会設置会社の取締役会であっても、当該方針の決定を取締役に委任することはできません（会社法361条4項）。上記①②の会社において、当該決定方針を決定

第7章
例1

例1

例1

第7章 役員報酬の法務に関する原則と例外

せす、又は当該決定方針に違反して、取締役の個人別の報酬等の内容を決定した場合には、その決定は違法で無効と解されます（101号1009号が「令和元年改正会社法の解説（11）」裁判例第224号6頁（2020））。

なお、公開会社においては、当該決定方針は、事実報告による開示事項とされています（会社法121条）。

このほか、監査等委員会設置会社では、取締役の報酬等について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める必要があり（会社法101条）、監査等委員である各取締役の報酬等の配分について定款又は株主総会決議による定めがないときは、監査等委員である取締役の協議によって配分を決定します（会社法101条）。また、監査等委員である取締役は、株主総会において、その報酬等について意見を述べることができ（会社法101条）、さらに、監査等委員会が決定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について、監査等委員会の意見を述べることができます（会社法101条）。

指名委員会等設置会社の場合 ▶会社法404条・409

指名委員会等設置会社においては、取締役の報酬等は、定款又は株主総会決議で定めるのではなく、報酬委員会が個人別の報酬等の内容を決定します（会社法404条）。すなわち、指名委員会等設置会社においては、令和元年改正会社法改正前から、報酬委員会が執行役員及び取締役（会計参与設置会社では会計参与も含みます。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めなければならないとされています（会社法409条）。そして、報酬委員会は、当該決定方針に従い、個人別の報酬等の内容について決定するものとされています（会社法409条）。具体的には、報酬委員会は、報酬等が全額の場合、①額が確定しているものについては「個人別の額」、②額が確定していないものについては「個人別の具体的な算定方法」を決定しなければなりません（会社法409条1項・2項）。

指名委員会等設置会社が公開会社である場合は、報酬委員会に定められた執行役員・取締

会社役員

法務・税務の原則と例外

—令和3年3月施行 改正会社法対応—

編著

植松 勉 (弁護士)

役員の選解任・職務権限・責任等の「原則」と「例外」

- ◆会社役員が職務を遂行する上で留意すべき会社法・税務上の問題を網羅！
- ◆実務上必要となる知識やトピックを「advice」や「Column」として豊富に掲載！
- ◆取締役の報酬に関するルールの見直しなど、最新の会社法改正に対応！

B5判・総頁302頁

定価4,290円（本体3,900円）送料460円

0120-089-339

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

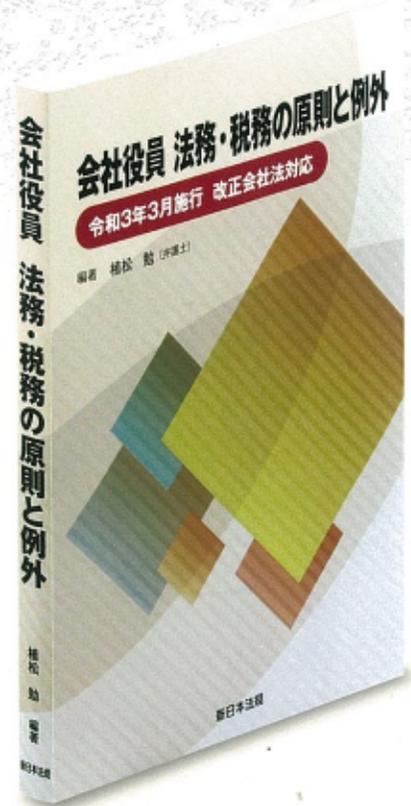
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



法事情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 3,960円 (本体 3,600円)



新日本法規出版株式会社

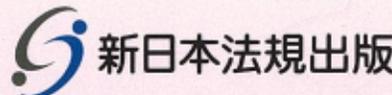
本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区山谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区南平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.5)51001711

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



掲載内容

第1章 役員等の選任・解任に関する原則と例外

1-1 役員を選任するとき
 原則 株主総会の決議によって選任する
 例外1 欠格事由に該当する場合
 例外2 取締役の資格を定款の規定で制限する場合
 例外3 自社グループ内での他の役職に就任する場合（兼任）、並びに職業関係にある他の会社の役員に就任する場合
 例外4 会計参与又は会計監査人を選任する場合
 Column1 監査役設置会社で監査役を選任する場合の監査役同意

Column2 監査等委員会設置会社で監査等委員である取締役を選任する場合の監査等委員会の同意

1-2 社外取締役を選任するとき

原則 監査役会設置会社であっても、一定の会社は、会社の業務を執行しないことなどを要件とした社外取締役を置かなければならない
 例外 社外取締役が一定の場合に委託を受けて業務執行をした場合
 Column3 証券取引所のある独立役員

1-3 役員を解任するとき

原則 役員は株主総会の決議によって行うことができる
 例外1 少数株主による解任の訴えを提起する場合
 例外2 監査役等が会計監査人を解任する場合
 Column4 唯一の取締役が辞任する際の辞任の意思表示の相手方

Column5 任期満了又は辞任により退任した役員は権利義務と責任を理由とする損害賠償請求

Column7 退任する役員との間の秘密保持に関する合意

Column8 退任する取締役の競業禁止義務及び競業禁止合意

1-4 代表取締役を選定・解職するとき

原則 取締役会設置会社では、代表取締役は取締役会の決議によって選定・解職する
 例外1 取締役会非設置会社の場合
 例外2 取締役会設置会社において、株主総会の決議により代表取締役を選定・解職する場合

第2章 役員等の権限・義務に関する原則と例外

2-1 代表取締役の権限～取締役会設置会社であるとき～

原則 代表取締役は代表（代理）権限を有し、業務執行を行うことができる
 例外1 代表権に内部的制限がある場合
 例外2 代表権濫用の場合
 例外3 表見代表取締役（執行役）の場合
 例外4 取締役と会社との訴訟の場合
 例外5 利益相反状況において社外取締役に業務執行を委託できる場合
 Column9 取締役会非設置会社の場合の業務執行と定款自治

2-2 取締役の義務～取締役会設置会社であるとき～

原則 取締役は善管注意義務・忠実義務に基づいて職務を執行する必要がある
 例外1 銀行の取締役が融資判断を行う場合
 例外2 高度の注意義務が求められる場合
 例外3 取締役と会社との間に利害対立がある場合
 2-3 業務執行の決定権限～取締役会設置会社であるとき～

原則 重要な業務執行の決定は取締役会がしなければならない
 例外1 取締役が業務執行の決定の委任を受けられる場合
 例外2 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社における取締役（執行役）の場合
 例外3 定款に特別取締役に関する定めがある場合
 Column10 マネジメント・モデルとモニタリング・モデル
 Column11 一定の要件を満たす監査役設置会社における重要な業務執行の決定の取締役への委任

2-4 監査役・監査役権限・義務

原則 取締役や会計参与の職務執行を監査する権限と義務を有する
 例外1 監査役会設置会社の場合
 例外2 会計監査人設置会社の場合
 例外3 監査役の監査の範囲を会計に限定する旨の定款の定めがある場合
 Column12 責任追及訴訟における和解
 2-5 役員数が欠けたときや会社法又は定款で定める員数が欠けたとき

原則 新たに選任された役員が就任するまで、退任した役員が役員としての権利義務を有する
 例外1 裁判所による一時役員を選任する場合
 例外2 代表取締役が欠けた場合
 例外3 会計監査人が欠けた場合
 Column13 職務代行者選任の仮処分

第3章 役員等の責任に関する原則と例外

3-1 任務を怠ったとき

原則 故意又は過失があれば、会社に対して損害を賠償する責任を負う可能性がある
 例外1 会社と自己のために直接利益相反取引を行った取締役又は執行役である場合
 例外2 任務懈怠行為に起因して会社に利益が生じた場合
 例外3 任務懈怠行為に関して会社側に過失があった場合
 例外4 責任の免除について、総株主の同意がある場合
 例外5 責任の一部免除について、株主総会の特別決議を得た場合
 例外6 責任の一部免除について、定款に従い取締役会決議等を得た場合
 例外7 非業務執行取締役等が、責任限定契約を締結していた場合

3-2 他の取締役や職員等の不正行為を看過し、会社に損害を与えたとき

原則 監視・監督義務の懈怠を理由として、会社に対して損害を賠償する責任を負う可能性がある
 例外1 内部統制システムを構築していなかった場合
 例外2 他の取締役や職員等を信頼したことにつき、合理性・相当性がある場合
 例外3 会社側に利益が生じた場合や過失があった場合
 例外4 責任限定契約や責任免除に関する総株主の同意等がある場合

3-3 経営判断を誤り、会社に損害を与えたとき

原則 経営判断の原則により、直ちに会社に対して責任を負うことはならない
 例外1 経営上の裁量判断を逸脱した場合
 例外2 法令違反や会社との利益相反がある場合
 例外3 会社側に利益が生じた場合や過失があった場合
 例外4 責任限定契約や責任免除に関する総株主の同意等がある場合

3-4 会社の承認なしに競業取引を行い、会社に損害を与えたとき

原則 競業取引によって自己又は第三者が得た利益相当額を、会社に対して賠償する責任を負う可能性がある
 例外1 取締役会や株主総会決議において承認を得ていた場合
 例外2 会社側に利益が生じた場合や過失があった場合
 例外3 責任限定契約や責任免除に関する総株主の同意等がある場合

3-5 利益相反取引によって、会社に損害が生じたとき

原則 その取引に関与した取締役等は、会社に対して、連帯して損害賠償責任を問われる可能性が高い
 例外1 任務懈怠がないことの実証をした場合
 例外2 監査等委員会の承認を得た場合
 例外3 会社側に利益が生じた場合や過失があった場合
 例外4 責任限定契約や責任免除に関する総株主の同意等がある場合

3-6 退任した取締役が従業員の引き抜き行為を行ったとき

原則 取締役退任後の行為については忠実義務違反とはならない
 例外1 取締役退任中に社会的相当性を逸脱した不正な方法で行われた場合
 例外2 取締役退任後の行為が悪質である場合
 例外3 責任限定・総株主の同意がある場合

3-7 株主権の行使に関して利益供与をしたとき

原則 株式会社は、何人に対しても、株主としての権利の行使に関して、財産上の利益の供与を行ってはならない
 例外1 従業員持株会に補助金を支出する場合
 例外2 利益の供与が社会通念上相当な範囲内である場合
 例外3 正当な目的等がある場合
 例外4 総株主の同意がある場合（同意がないと免除できない）

3-8 違法な剰余金の配当等を行ったとき

原則 隠れた剰余金の配当を行った場合
 例外1 総株主の同意がある場合
 例外2 買取請求に応じて株式を取得した場合
 例外3 事業年度の末に欠損が生じた場合

3-9 現物出資財産等の不足や仮装払込みがあったとき

原則 不足額や仮装払込金額を支払わなければならない
 例外1 検査役の調査を経た場合
 例外2 注意を怠らなかつたことを証明した場合
 例外3 総株主の同意がある場合

3-10 株主代表訴訟を提起されたとき

原則 株主は株主代表訴訟により、会社に代わって役員等の責任を追及することができる
 例外1 不正利益・加害目的があった場合
 例外2 責任制限がある場合
 例外3 会社の承認を得て和解する場合

例外4 株主でなくなった者が株主代表訴訟を進行する場合
 Column14 旧株主による責任追及等の訴え
 Column15 多重代表訴訟（最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え）

3-11 役員等が会社と補償契約を締結したとき

原則 役員等は一定の費用・損失につき会社から補償を受けられることができる
 例外1 「費用」の補償について～通常要する費用の額を超える場合～
 例外2 「費用」の補償について～会社が職務執行における役員等の固利加害目的を知った場合～
 例外3 「損失」の補償について～会社が第三者の損害を賠償するとなれば当該役員等が会社に対して任務懈怠責任を負う場合～
 例外4 「損失」の補償について～役員等の職務執行に悪意・重過失があった場合～
 例外5 会社が公開会社である場合

3-12 会社が公開会社と役員等のためにD&O保険契約などを締結するとき

原則 当該保険契約が「役員等賠償責任保険契約」に該当するときは、その内容の決定は取締役会（又は株主総会）の決議によることを要する
 例外1 被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがない保険契約を締結する場合
 例外2 会社が公開会社である場合
 Column16 会社補償、D&O保険及び令和元年改正会社法の関係

3-13 役員等が職務を行うにつき第三者に損害を与えたとき

原則 職務執行に悪意・重過失があれば損害賠償責任を負う
 例外1 「第三者」が間接損害を受けた株主である場合
 例外2 役員等が職務を何も行っていない場合（名目的役員等の場合）
 例外3 役員等が正式に就任していないのに就任登記がなされている場合（登記上の役員等の場合①）
 例外4 役員等が退任したのに退任登記がなされていない場合（登記上の役員等の場合②）
 例外5 取締役ではない者が会社の経営を主宰している場合（事実上の取締役の場合）
 例外6 役員等が一定の書類等に虚偽の記載・記録をした場合

第4章 取締役会の権限・運営に関する原則と例外

4-1 取締役会を設置したとき

原則 ①株主総会の権限が限定され、②取締役の職務は、③会社の業務執行の決定、④取締役の職務の執行の監督、⑤代表取締役の選定・解職を行う
 例外1 特別取締役を選定した場合
 例外2 監査等委員会設置会社の場合
 例外3 指名委員会等設置会社の場合

4-2 取締役会を招集するとき

原則 招集権者が、取締役会の日の1週間前までに、召集権者以外の取締役が招集する場合
 例外1 召集権者が取締役会を招集する場合
 例外2 監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社である場合
 例外3 株主が招集する場合
 4-3 取締役会で議事や決議を行うとき

原則 取締役会の議事は、定款・内規・会議の一般原則に従って運営する。取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う
 例外1 特別利害関係取締役がいる場合
 例外2 テレビ会議方式によって出席する場合
 例外3 取締役会の決議や報告を省略する場合
 4-4 募集株式の発行等や募集新株予約権の発行をするとき～募集事項の決定等～

原則 公開会社では取締役会決議で募集事項を決定し、非公開会社では株主総会決議で決定する
 例外1 公開会社で株主割当て以外かつ有利発行の場合
 例外2 公開会社で発行可能株式総数の範囲を超える新株の発行又は募集新株予約権の発行を行う場合
 例外3 非公開会社で株主割当ての場合
 例外4 非公開会社で募集事項の決定の委任をする場合
 例外5 現物出資の場合
 4-5 募集株式の発行等や募集新株予約権の発行をするとき～割当て～

原則 株主割当ての場を除いて、募集に応じた申込者の中から割当てを受ける者を定めることができる
 例外1 公開会社で支配権の異動を伴う場合
 例外2 総数引受契約を締結する場合
 Column17 買収防衛策

4-6 取締役会決議に瑕疵があるとき

原則 訴えによるまでもなく無効であるが、その決議に基づく代表取締役の行為の効力が当然に無効となるかどうかは別問題である
 例外1 決議結果に影響がない特段の事情がある場合
 例外2 重要財産の譲渡の場合（民法93条類推）
 例外3 募集株式の発行等の場合
 例外4 利益相反取引の場合（相対無効）
 4-7 取締役会議事録の閲覧・謄写の請求が

あったとき
 原則 株主は、その権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、取締役会議事録の閲覧・謄写の請求をすることができる
 例外1 取締役会設置会社が監査役設置会社・監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社でない場合
 例外2 取締役会設置会社の債権者が閲覧・謄写の請求をする場合
 例外3 取締役会設置会社の親会社社員が閲覧・謄写の請求をする場合
 例外4 閲覧・謄写により当該会社・親会社・子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められる場合

第5章 監査役会・監査等委員会・監査委員会の権限・運営に関する原則と例外

5-1 監査役会・監査等委員会・監査委員会を設置するとき

原則 監査役会を設置しても監査の職務権限は個々の監査役に帰属するが、監査等委員会・監査委員会では監査の職務権限はこれら委員会に帰属する
 例外1 個々の監査委員が権限を有し、又は義務を負う場合
 例外2 個々の監査委員が権限を有し、又は義務を負う場合
 5-2 監査役会・監査等委員会・監査委員会を招集するとき

原則 各構成員が招集する
 例外1 招集手続を省略する場合
 例外2 内規などで招集を定める場合
 5-3 監査役会・監査等委員会・監査委員会を議事や決議を行うとき

原則 それぞれの議事は、定款・内規・会議の一般原則に従って運営する。それぞれの決議は、監査役の過半数をもって、又は議決に加わることのできる委員の過半数出席及びその過半数をもって行う
 例外1 報告を省略する場合
 例外2 全員の同意が求められる場合
 5-4 監査役会・監査等委員会・監査委員会の議事録の閲覧・謄写の請求があったとき

原則 株主・親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧・謄写の請求をすることができる
 例外1 指名委員会等設置会社の取締役が閲覧・謄写の請求をする場合
 例外2 債権者が閲覧・謄写の請求をする場合
 例外3 公開会社・株主総会・親会社・子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められる場合

第6章 株主総会の運営に関する原則と例外

6-1 株主総会を開催しようとするとき

原則 召集役会決議による（又は取締役の決定に基づき招集権者が招集する）
 例外1 株主が招集する場合
 6-2 株主総会の招集手続を行うとき

原則 公開会社は、株主総会の日の2週間前までに書面通知を発しなければならない
 例外1 公開会社でない株式会社の場合
 例外2 招集手続を省略する場合
 例外3 株主総会決議・報告を省略する場合（書面決議・書面報告）
 6-3 株主総会資料につき電子提供措置をとるとき

原則 会社は、定款で定めることによって、株主総会資料につき電子提供措置をとることができる
 例外1 会社が、書面提供措置・電子投票制度を採用しているが、又は取締役会設置会社である場合
 例外2 書面交付請求がなされた場合
 例外3 電子提供措置の中断が生じた場合
 6-4 株主提案権を行使されたとき

原則 株主は株主総会の議題、議案を提出することができる
 例外1 公開会社でない株式会社の場合
 例外2 実質的に同一の議案に10分以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合
 例外3 提案しようとする議案の数が10を超える場合
 6-5 株主総会当日の議事を進めるとき

原則 おおまかには、議長就任宣言・開会宣言・目的事項の審議・決議事項の採決・閉会宣言の流れとなる
 例外1 議長に事故があった場合
 例外2 延期・続行を決める場合
 例外3 株主の発言・質問を制限したり、打ち切ったりする場合
 6-6 株主総会において動議が提出されたとき

原則 修正動議と手続的動議を区別した上で対応する（一般的には修正動議については議場に諮った方がよいことが多く、手続的動議については議長の裁量で議場に諮らず処理することよいことが多い）
 例外1 修正動議を認めるべきではない場合
 例外2 手続的動議を認めるべき場合
 Column18 取締役等の説明義務

Column19 説明義務の程度

6-7 株主総会で議決権を行使するとき～議決権の数～

原則 株主は、1株につき1個の議決権を行使することができる
 例外1 単元株式数を定款で定めている場合
 例外2 会社が相互保有株式を保有している場合
 例外3 会社が自己株式を保有している場合
 例外4 株主が会社に対する株式の売主である一定の場合
 例外5 一定の種類株式を発行している場合
 例外6 非公開会社で、定款で株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めている場合
 例外7 株式が基準日後に発行された場合
 例外8 累積投票によって取締役を選任する場合
 例外9 株券喪失登録者が株券喪失登録をした株券に係る株式の名義人でない場合
 6-8 株主総会で議決権を行使するとき～議決権の行使方法～

原則 株主は、自ら株主総会に出席して議決権を行使することができる
 例外1 株主が代理人によって議決権を行使する場合
 例外2 株主が議決権行使書面や電磁的方法によって議決権を行使する場合
 例外3 株主が他人のために株式を有する者でない場合
 Column20 議決権行使書面・委任状・包括委任状の相違と関係
 Column21 パーチャル株主総会

6-9 株主総会で決議を行うとき

原則 株主総会の決議には、①普通決議、②特別決議、③特殊の決議がある
 例外1 株主総会の決議を省略する場合（書面決議）
 6-10 株主総会関係書類の閲覧・謄写請求があったとき

原則 株主は、株主総会関係書類の閲覧・謄写を請求することができる
 例外1 株主が議決事項の全部につき議決権を行使できない場合
 例外2 閲覧・謄写請求が債権者又は親会社社員によってなされた場合
 例外3 議決権行使書面などの閲覧・謄写を拒否できる場合
 6-11 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-12 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-13 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-14 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-15 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-16 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-17 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-18 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-19 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-20 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-21 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-22 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-23 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-24 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-25 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-26 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-27 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-28 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-29 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-30 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-31 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-32 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-33 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-34 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-35 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-36 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-37 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-38 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-39 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-40 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-41 種類株主総会を開催するとき

原則 種類株主総会には、株主総会の権限・招集・決議を定める規定を除いて、株主総会に関する規定が準用される
 例外1 種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定める場合
 例外2 議決権を行使することができる種類株主がいらない場合
 6-4